

町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 3 月 1 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

町田市学童保育クラブ設置条例（昭和４７年３月町田市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

山崎学童保育クラブ	町田市忠生二丁目１５番地２６	４５名
-----------	----------------	-----

附 則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

町田市学童保育クラブ設置条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第２条関係）			別表（第２条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
略	略	略	略	略	略
大戸のびっ子 学童保育クラ ブ	町田市相原町 3， 8 6 5 番地	4 5 名	大戸のびっ子 学童保育クラ ブ	町田市相原町 3， 8 6 5 番地	4 5 名
<u>山崎学童保育 クラブ</u>	<u>町田市忠生二丁目 1 5 番地 2 6</u>	<u>4 5 名</u>			